

関市議会基本条例(案)

に対する意見の概要と議会の考え方

令和6年8月

関市議会

様式 4

「関市議会基本条例（案）」に対していただいたご意見とこれに対する議会の考え方

案件番号	分割	意見番号	貢・行	意見内容	議会の考え方
108		1	P2 第4条	議員は一地区の代表ではなく市全体の代表という立場であるため、第4条（議員の責務及び活動原則）に次の号を加えるべきである。 （5）一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の利益を図る立場で活動すること。	ご意見を踏まえ、本案を次のとおり修正いたします。 第4条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを自覚し、市民全体の利益を図る立場で、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
108		2	P5 第5章	議長と副議長の議会運営に関する記載がないので、第5章「議会の運営」に次のとおり加えるべきである。 第16条 議長は議会の代表者として中立かつ公平にその職務を行い、民主的かつ公平な議会運営を行わなければならない。 2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理を努め、議会の事務をつかさどる。 3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。	ご意見を踏まえ、本案を次のとおり修正いたします。 第16条 議長は、議会の代表者として中立かつ公平にその職務を行い、民主的かつ公平な議会運営を行わなければならない。 2 議長は、議場の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務を統理する。 3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。

108		3	P3 第 7 条 2	議場での「異議なし」という表決は分かりにくい。すべて挙手又は起立により行うべきである。また、そのことを明記するべきである。	「異議なし」と答える簡易表決は、全員が賛成することが明らかである場合に行い、賛否が分かれる可能性が少しでもある場合には、挙手又は起立による採決を行っております。また、表決の方法については起立と挙手以外にも、記名又は無記名による投票があり、いずれも会議規則で規定されておりますので、本案については現行のままとさせていただきます。
108		4	P4 第 14 条	市民に分かりやすく説明するため、市長等に対し各事項について明らかにするよう求めるこの条文は重要である。	本案に対する賛成のご意見として承ります。
108		5	P5 第 22 条	緊急事態が発生したときには任期が延長できる規定を追加するべきである。	市議会議員の任期は法律で定められており、条例で規定することはできませんので、本案については現行のままとさせていただきます。なお、過去には「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が制定され、選挙を行うことが困難な状況であった自治体の議員の任期が延長された例があります。
108		6	P6 第 24 条	議員の人数を各学校区から必ず 1 人以上選出されるよう規定するべきである。	市の中で選挙区を分けて選挙すべき議員の数を決める場合は別の条例で定めることとなりますので、本案については現行のままとさせていただきます。
108		7	P6 第 26 条	政務活動費を毎月 10,000 円ではなく、年間の上限を 300,000 円として交付し、使用しなかった分については返還するよう規定するべきである。また、書面での報告、領収書の提出を義務付けることも規定するべきである。	政務活動費の取扱いについては、「関市議会政務活動費の交付に関する条例」で規定されておりますので、本案については現行のままとさせていただきます。なお、使用しなかった分について返還することや書面での報告、領収書の提出については上記の条例で規定されており、ホームページ等でも公表しております。